

## 志摩市お試しサテライトオフィス補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への企業移転等の促進を図るため、本市への進出に関心を有する企業に対して、予算の範囲内において、本市に滞在しコワーキングスペース等を活用してお試しで勤務するために必要な経費の一部を補助する志摩市お試しサテライトオフィス補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 事業を営む法人をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術等を活用し、通常業務を行う事務所とは異なる場所で仕事をするをいう。
- (3) サテライトオフィス 企業が拠点とする事務所(以下「拠点事務所」という。)から離れた場所に新たに開設する事務所であって、テレワークを行うことができる事務所をいう。
- (4) コワーキングスペース等 市内で整備されたコワーキングスペース、シェアオフィス又はレンタルオフィスをいう。
- (5) 企業移転等 企業が、市外に所在する本部機能やその機能の一部を市内に移転するために、市内空き店舗やコワーキングスペース等への入居などによりサテライトオフィスとして新たな拠点を設置することをいう。
- (6) お試し勤務 市長が別に定めるコワーキングスペース等において、市外に在住する企業の役員又は従業員(以下「従業員等」という。)が宿泊・滞在を通じてテレワークを試行することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当する企業とする。

- (1) 三重県外に本店又は主たる事務所を有し、市内への企業移転等に関心を有する企業。ただし、市内に拠点を有する企業は、対象外とする。
- (2) お試し勤務を3日以上行うこと。
- (3) お試し勤務実施期間中や終了後に実施するアンケート調査・ヒアリング及び本事業のPRに関する取材に協力することを誓約すること。

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定するものをいう。)を行う者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者
- (3) 志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する暴力団関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不適当と認められるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、30万円を上限とする。

3 対象経費の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)

は、お試し勤務を開始する日の5日前までに志摩市お試しサテライトオフ

イス補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 企業の活動内容がわかる書類(登記事項全部証明書の写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、同一交付申請者につき1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、志摩市お試しサテライトオフィス補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更に係る条件等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付の決定を受けた後において交付申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、志摩市お試しサテライトオフィス補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)と変更する内容を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更(中止・廃止)を承認するときは、志摩市お試しサテライトオフィス補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、志摩市お試しサテライトオフィス補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
  - (2) 当該事業に関するアンケート
  - (3) 対象経費の領収書等の写し
  - (4) 当該事業実施中の写真
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (額の確定及び請求)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を精査し、適正と認めたときは、志摩市お試しサテライトオフィス補助金交付確定通知書(様式第9号)により当該交付決定者に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の支払を請求しようとするときは、志摩市お試しサテライトオフィス補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条に規定する交付請求書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、補助金により事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、志摩市お試

しサテライトオフィス補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じたときは、志摩市お試しサテライトオフィス補助金返還命令書(様式第12号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた者は、市長にこれを返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

対象経費	補助額
交通費 ・従業員等の勤務地又は自宅から本市までの往路及び復路に係る電車、航空又はバスの運賃	1人当たり上限3万円 ※ただし、市内の移動に係る交通費は対象としない。
宿泊費	1人当たり上限8,000円/日

<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の滞在に係る宿泊費</li> </ul>	※補助対象とする宿泊費用については、市内の宿泊施設を利用した場合に限る。
施設費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク実施に係るコワーキングスペース等の使用料</li> </ul>	1人当たり上限2,000円／日

備考 補助の対象となる人数は、一企業あたり3人を上限とする。